

○ 農地保全に係る直轄海岸保全施設及び直轄地すべり防止施設災害復旧事業事務取扱要綱（平成元年4月1日付元構改D第148号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行										
<p>第1～第13（略）</p> <p>（別記様式第1号）（第3関係）（略）</p> <p>（別記様式第2号）（第4関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">年 月 日 発生 （災害名）</p> <p style="text-align: center;">_____地区 災害復旧事業計画書</p> <p style="text-align: center;">農 政 局 名 〔北海道開発局〇〇開発建設部〕 〔沖縄総合事務局〕</p> </div> <p>[削る]</p> <p>（別記様式第3号）（第7関係）～（別記様式第6号）（第10関係）（略）</p>	<p>第1～第13（略）</p> <p>（別記様式第1号）（第3関係）（略）</p> <p>（別記様式第2号）（第4関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">年 月 日 発生 （災害名）</p> <p style="text-align: center;">_____地区 災害復旧事業計画書</p> <p style="text-align: center;">農 政 局 名 〔北海道開発局〇〇開発建設部〕 〔沖縄総合事務局〕</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;"><u>地方農政局</u></td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;"><u>審 査</u></td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;"><u>防災課長</u></td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;"><u>課長補佐</u></td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;"><u>災害係長</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;"><u>国営事業所</u></td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;"><u>作 成</u></td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;"><u>所 長</u></td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;"><u>次 長</u></td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;"><u>課 長</u></td> </tr> </table> <p>（別記様式第3号）（第7関係）～（別記様式第6号）（第10関係）（略）</p>	<u>地方農政局</u>	<u>審 査</u>	<u>防災課長</u>	<u>課長補佐</u>	<u>災害係長</u>	<u>国営事業所</u>	<u>作 成</u>	<u>所 長</u>	<u>次 長</u>	<u>課 長</u>
<u>地方農政局</u>	<u>審 査</u>	<u>防災課長</u>	<u>課長補佐</u>	<u>災害係長</u>							
<u>国営事業所</u>	<u>作 成</u>	<u>所 長</u>	<u>次 長</u>	<u>課 長</u>							

附 則

この通知は、令和3年〇月〇日から施行する。

農地保全に係る直轄海岸保全施設及び直轄地すべり防止施設  
災害復旧事業事務取扱要綱

平成元年4月1日付け元構改D第148号

最終改正 令和3年4月1日付け2農振第2703号

各 地 方 農 政 局 長  
国土交通省北海道開発局長  
内閣府沖縄総合事務局長  
北 海 道 知 事

} 殿

農林水産事務次官

第1 趣旨

農地保全に係る直轄海岸保全施設（海岸法（昭和31年法律第101号）の規定に基づき農林水産大臣が施行する工事に係る海岸保全施設（水産庁の所掌に係るものを除く。）をいう。）及び直轄地すべり防止施設（地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）の規定に基づき農林水産大臣が施行する工事に係る地すべり防止施設（林野庁の所掌に係るものを除く。）をいう。）の災害復旧事業（以下「災害復旧事業」という。）の事務の取扱いについては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号。以下「負担法」という。）、海岸法、地すべり等防止法その他の法令に特別の定めのあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2 災害復旧事業の対象施設

農林水産大臣は、次に掲げる施設が負担法第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）を受け、当該施設に係る災害復旧事業の規模が農林水産省農村振興局長が別に定める要件を満たす場合には、海岸法第6条又は地すべり等防止法第10条の規定に基づいて災害復旧事業を実施する。

- (1) 海岸法第6条第1項の規定に基づき農林水産大臣が自ら工事を施行している直轄海岸保全施設で、工事完了（一連の計画に基づく工事の部分完了を含む。（2）において同じ。）後、都道府県知事に管理の引継ぎを行っていないもの
- (2) 地すべり等防止法第10条第1項の規定に基づき農林水産大臣が自ら工事を施行している直轄地すべり防止施設で、工事完了後、都道府県知事に管理の引継ぎを行っていないもの
- (3) 都道府県知事が管理している地すべり防止施設で、あらかじめ地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）が直轄地すべり防止施設と密接な関連を有するものとして直轄災害復旧事業を施行することを当該都道府県知事と合意したものの

### 第3 災害報告

第2に規定する場合には、当該施設に係る事務所長又は事業所長（以下「事業所長等」という。）は、遅滞なく、地方農政局長に被害状況、被害額等を報告しなければならない。

- 2 地方農政局長は、前項の規定により事業所長等から報告をうけたときは、遅滞なく、農林水産大臣に電話その他の方法により報告しなければならない。
- 3 事業所長等は、災害発生後速やかに災害報告書（別記様式第1号）を地方農政局長に提出しなければならない。
- 4 地方農政局長は、前項の規定により提出された災害報告書を災害発生後15日以内に内容を審査の上、農林水産大臣に提出するものとする。

### 第4 災害復旧事業計画書の提出

事業所長等は、災害発生後速やかに災害復旧事業計画書（別記様式第2号）を地方農政局長に提出しなければならない。

- 2 地方農政局長は、前項の規定により提出された災害復旧事業計画書を災害発生後30日以内に内容を審査の上、農林水産大臣に提出するものとする。
- 3 事業所長等は、災害復旧事業計画書の変更（軽微なものを除く。）の必要が生じたときは、速やかにこれを変更し、地方農政局長に提出しなければならない。
- 4 地方農政局長は、前項の規定により提出された災害復旧事業計画書の変更内容を審査の上、農林水産大臣に提出するものとする。

### 第5 事業費の積算基準

災害復旧事業後の設計単価、歩掛等は、通常の直轄海岸保全施設及び直轄地すべり防止施設に係る事業と同一の取扱いとする。

- 2 工事諸費等については、原則として次に定めるところによるものとする。
  - (1) 測量設計費は、本工事費の額に100分の1.6を乗じて得た額以内の額（被災した施設を原形に復旧することが不可能なため、当該被災した施設と同等な機能を有する施設を築造する場合で特に地質調査を必要とするときは、必要額を積み上げて得た額）とする。
  - (2) 船舶及機械器具費及び事業車両費の合計額は、本工事費の額に100分の1.2を乗じて得た額以内の額とする。
  - (3) 用地費及補償費及び営繕費は、必要額を積み上げて得た額とする。
  - (4) 工事諸費は次に掲げる額以内の額とする。

#### ア 工事が2か年にわたる場合

本工事費の額及び前各号に掲げる費用を合計して得た額に100分の5.6（初年度にあつては100分の2.2）を乗じて得た額以内の額（第2年度にあつては、全体工事諸費の額から初年度分工事諸費を差し引いて得た額）

#### イ 工事が単年度施行の場合

本工事の額及び前各号に掲げる費用を合計して得た額に100分の2.2を乗じて得た額以内の額

## 第6 事業費の決定及び通知

農林水産大臣は、第4の規定により提出された災害復旧事業計画書と現地調査の結果に基づいて事業費の額を決定又は変更する。

- 2 農林水産大臣は、前項の規定により事業費を決定又は変更したときは、これを地方農政局長に通知するものとし、地方農政局長は、遅滞なく、事業所長等に通知するものとする。

## 第7 実施計画書の承認

地方農政局長は、第6の規定に基づいて事業費の決定通知をうけた場合には、実施計画書（別記様式第3号）を農林水産大臣に提出し、その承認を受けるものとする。また、これを変更（軽微なものを除く。）しようとするときも同様とする。

## 第8 緊急応急工事の取扱い

地方農政局長は、次の各号の一に該当する応急工事について、農林水産大臣の承認を受けて、工事費の決定前にこれを施行することができる。

- (1) 海岸が被災して通常の状態における海水が進入し、当該被災施設、当該被災施設に隣接する一連の施設又は当該被災箇所の背後地に甚大な被害を与えているため又はそのおそれが大きいため緊急に施行しなければならない仮締切工事
- (2) 海岸が被災して次期高潮等により当該被災施設、当該被災施設に隣接する一連の施設又は当該被災箇所の背後地に甚大な被害を与えるため又はそのおそれが大きいため緊急に施行しなければならない決壊防止工事
- (3) 地すべり防止施設が被災したことにより地下水位が異常に上昇し、当該被災施設に隣接する施設又は背後地に甚大な被害を与える地すべりの発生するおそれが大きいため緊急に施行する必要がある地下水位を低下させるための工事
- (4) 地すべり防止施設が被災したことにより地すべり現象が活発になり、当該被災施設に隣接する施設又は背後地に甚大な被害を与えるおそれが大きいため緊急に施行する必要がある地すべりを抑止するための工事

- 2 地方農政局長は、前項の承認を受けようとする場合は、緊急応急費概算調書（別記様式第4号）を提出するものとする。

ただし、当該調書を作成する余裕がない場合には、電話その他の方法により申請するものとし、その後速やかに当該調書を提出するものとする。

## 第9 事業実施中又は着手前に災害が発生した場合の措置

第6の規定により事業費が決定された地区において、当該災害復旧事業の施行中又は着手前に災害が発生した場合における申請に当たっては、第4の規定によるほか、再度災害復旧事業総括表（別記様式第5号）を添付するものとする。

## 第10 完了報告

地方農政局長は、災害復旧事業が完了したときは、速やかに竣工検査を行い、翌年度の6月末までに、災害復旧事業完了調書（別記様式第6号）を添えて農林水産大臣に報告するものとする。

## 第11 負担金の納付

災害復旧事業の負担金の納付については、海岸法第29条及び地すべり等防止法第32条の規定によるものとする。

ただし、地方公共団体の負担率については、これらの規定にかかわらず、負担法第5条によるものとする。

## 第12 災害関連事業の取扱い

地方農政局長は、農地保全に係る直轄海岸保全施設の災害復旧事業のみでは再度災害防止に十分な効果が期待できない場合において、これと合併して行う事業（以下「災害関連事業」という。）を施行する必要があると認められるときは、農林水産省農村振興局長が別途定める図書を添付して、農林水産大臣に当事業に必要と見込まれる事業費を申請することができる。

- 2 農林水産大臣は、前項の規定により当事業に必要と見込まれる事業費の申請を受けた場合には、第6の規定に準じて、災害関連事業の事業費の決定及び通知を行うものとする。
- 3 地方農政局長は、災害関連事業の変更（軽微なものを除く。）の必要が生じたときは、第1項に規定する図書を農林水産大臣に提出するものとする。

## 第13 委任

災害復旧事業の取扱いについては、この要綱に定めるもののほか、農林水産省農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

(別記様式第1号) (第3関係)

年 月 日 発生 (災害名)	_____地区
災 害 報 告 書	
農 政 局 名 〔北海道開発局〇〇開発建設部〕 〔沖縄総合事務局〕	

1. 事業名

国営〇〇〇〇事業

2. 地区名

〇〇〇地区

3. 事業所等所在地

〇〇県〇〇市〇〇

4. 災害復旧概要

区域名 (工区名)	ブロック名	工 種	数 量	被害額	竣工検査 年 月 日
				千円	
計					

注：海岸災はブロック名の欄を空欄にする

5. 被災原因

- (1) 被災年月日
- (2) 被災時の概況、及び被災原因の検討
- (3) 気象状況（表で示すこと）

6. 基本事業概要

- (1) 地区面積                                      h a （田   h a、畑   h a）
- (2) 受益戸数                                      戸
- (3) 着工（開始）年度                              年度
- (4) 完了年度                                      年度（予定）
- (5) 事業の進捗状況

主たる工種	総事業		前年度まで		当該年度		残事業		当該年度 残事業	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
		千円		千円		千円		千円		千円
計										

注：当該年度残事業欄には、未契約事業に係るものを記入すること。

7. その他必要な事項

8. 図面及び被災写真等

- (1) 位置図は、建設事業計画一般平面図または5万分の1の地形図を用いる。主要工事の前年度まで施行済、前年度施行済、本年度施行、次年度以降施行予定区間を明示すること。
- (2) 被災写真は、被災概況が確認できるものを添付すること。
- (3) その他、被災状況に応じて必要な図書を添付すること。

[別紙]

気象状況（5.（3））は、下表のうち必要なもの（災害発生の原因となったもの）のみ記載すること。

ア 水害の場合

(ア) 降雨状況（日雨量、連続雨量または融雪量）

観測所名	所在地	月日	月日	月日	月日	連続雨量	備考
		mm	mm	mm	mm	mm	

注：備考欄には、降雨、融雪の区分等を記入すること。

(イ) 降雨状況

観測所名	所在地	月日 時～時	時～時	時～時	時～時	時～時	時～時
		mm	mm	mm	mm	mm	mm

注：本表は、短時間に多量の降雨があった場合のみ作成すること。

(ウ) 主要河川の洪水状況

水系名	観測所名	所在地	警戒水位	最大洪水位	日時	備考
			m	m		

注：備考欄には、水位の基準面を示すとともに、水位の観測方法（目測、実測、聴取等）を記入すること。



イ 暴風災害または高潮災害の場合

(ア) 風速及び気圧

観測所名	所在地	日時	最低気圧	最大風速	備考
			mb	m/sec	

(イ) 潮位

観測所名	所在地	日時	被災時 最高潮位	潮位偏差	備考
			m	m	

注：備考欄には、潮位の基準面を示すとともに、潮位の観測方法（実測、目測、聴取等）を記入すること。

- (ウ) 降雨状況 }  
 (エ) 主要河川の洪水状況 } アに同じ

ウ 地震の場合

観測所名	所在地	日時	震度	備考
				1. 震源位置 2. マグニチュード

(別記様式第2号) (第4関係)

年 月 日 発生  
(災害名)

\_\_\_\_\_地区

災害復旧事業計画書

農 政 局 名  
〔北海道開発局〇〇開発建設部〕  
〔沖縄総合事務局〕

1. 事業名

国営〇〇〇〇事業〇〇地区〇〇災害復旧事業

2. 地区名

区域名（工区名）	ブロック名	所在地

注：海岸災はブロック名欄を空欄にする

3. 事業所等所在地

〇〇県〇〇市〇〇

4. 被災状況及び被災原因

(1) 被災年月日

年 月 日

(2) 気象状況

(別記様式第1号)の別紙に準ずること。

(3) 被災状況及び被災原因

詳述すること。

5. 復旧計画概要

(1) 復旧計画概要

区域名 (工区名)	ブロック名	工種	復旧工法の概要
			要約して記述する。

注：海岸災はブロック名欄を空欄にする

## (2) 年度区分計画

区域名 (工区名)	ブロック名	工 種	総 事 業		年 度		年 度	
			数量	金額	数量	金額	数量	金額
				千円		千円		千円

注：海岸災はブロック名欄を空欄にする

## 6. 復旧事業設計書

## (1) 事業費総括表

〇〇地区 災害復旧事業費総括表					
金 _____					
名 称	摘 要	数 量	単 位	金 額	備 考
本 工 事 費					(A)
{					
測 量 設 計 費					$(A) \times \frac{1.6}{100}$
船舶及機械器具費、 事業車両費					$(A) \times \frac{1.2}{100}$
用地費及補償費、 営繕費					
工 事 費					(B)
工 事 諸 費					$(C) = (B) \times \alpha$
( 緊 急 応 急 費 )					(D)
事 業 費					$(B) + (C) + (D)$

- (2) 工事内訳書
  - (3) 単価表
  - (4) 各種計算書
- } 基本事業と同一扱いとする。  
(土地改良事業等請負工事の価格積算)

(5) 各種図面

ア 地区一般平面図

イ 平面図

ウ 縦横断面図

エ 主要構造図

} 被災前は点線、被災後の状況は細い実線、復旧計画線は太い実線で画表示すること。

7. 権利、補償関係

該当するものがあれば、当該事項を記載し、又は写しを添付すること。

8. その他参考となるべき事項

- (1) 負担金の比率（国庫負担分と地元負担分）を記入すること。

地区名	事業費	国庫負担率	地方負担率			備考
			都道府県			
		%	%	%	%	
		( 千円)	( 千円)	( 千円)	( 千円)	

9. 被災写真

被災箇所ごとの被災状況、延長が机上で確認できる写真を整理して添付すること。

(別記様式第3号) (第7関係)

年発生直轄 地区災害復旧事業 (変更)  
年度 実施計画書

基本事業種別	被災年月日	所在地

農 政 局 名  
〔 北海道開発局〇〇開発建設部 〕  
〔 沖縄総合事務局 〕

(単位：千円)

区域名 (工区名)	ブロッ ク 名	全 体 計 画						〇〇まで 施行済		当該年度 実施計画		次年度 以降残		摘 要
		費 目	工 種	名称・形状・寸法	単位	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	
		本 工 事 費												
		測 量 設 計 費 船 舶 及 機 械 器 具 費 ： 工 事 諸 費 計												

(備考) 変更実施計画については、当初計画を上段に ( ) とする。

注：海岸災はブロック名欄を空欄にする。

(別記様式第4号) (第8関係)

年 月 日 発生 (災害名)	_____地区
災害復旧工事緊急応急費概算調書	
農 政 局 名 〔北海道開発局〇〇開発建設部〕 〔沖縄総合事務局〕	

1. 事業名

国営〇〇〇〇事業〇〇地区〇〇災害復旧事業

2. 地区名

区 域 名 (工 区 名)	ブロック名	当該施設の受益面積	所 在 地

注：海岸災はブロック名を空欄にする

3. 災害の原因及び被災状況

4. 緊急応急費を要する理由

5. 復旧計画の概要

復旧事業計画概要（数量、延長、単価、金額の概数を記載）を示し、そのうち緊急応急費として必要なものの数量金額を算出すること。

## 6. 添付図面

- (1) 被害状況の写真
- (2) 一般平面図
- (3) 箇所別平面図、縦横断平面図及び主要工作物の構造図
- (4) その他



(別記様式第5号) (第9関係)

年発生 直轄 地区 再度災害復旧事業総括表

農 政 局 名  
 ( 北海道開発局〇〇開発建設部 )  
 沖 縄 総 合 事 務 局 )

基本事業種別	被災年月日		所 在 地
	当 初	再 度	

(単位：千円)

被害 区域 名(工 区名)	被害 ブ ロッ ク 名	当初決定額 (年 月) <〇〇災害> (A)						年度別施行済額 (B)						前災の残額 (C=A-B)		今 回 の 災 害 額 <△△災害>						摘 要
		費目	工種	名称 形状 寸法	単位	数量	金額	年度		年度		計		数量	金額	増 破		その他		計		
								数量	金額	数量	金額	数量	金額			数量	金額	数量	金額	数量	金額	
								数量	金額	数量	金額	数量	金額			数量	金額	数量	金額	数量	金額	

注：海岸災はブロック名欄を空欄にする。

(別記様式第6号) (第10関係)

年発生 直轄 地区 災害復旧事業完了調書

農 政 局 名  
 ( 北海道開発局〇〇開発建設部 )  
 沖 縄 総 合 事 務 局 )

基本事業種別	被災年月日	所在地	予算額		
			年度	年度	計

(単位：千円)

区域名 (工区名)	ブロック名	決定額						完了額		年度別完了額				残額	摘要
		費目	工種	名称・形状・寸法	単位	数量	金額	数量	金額	年度		年度			
										数量	金額	数量	金額		
		本工事費													
		測量設計費 船舶及機 械器具費 : 工事諸費 計													

(備考) 当初決定額の変更がされた場合には、当初決定額を上段に ( ) 書とする。

注：海岸災はブロック名欄を空欄にする